# 重要事項説明書 (指定地域密着型通所介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。 わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

## 1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 カサブランカ	
代表者氏名	代表取締役 渡邉 裕子	
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	熊本県阿蘇市乙姫308番地2(090-2513-5310)	
法人設立年月日	令和6年11月22日	

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	地域密着型通所介護 よかとこ
介護保険指定事業所番号	(指定事業所番号)
事業所所在地	熊本県阿蘇市乙姫308番地2
連 絡 先 相談担当者名	090-2513-5310
事業所の通常の 事業の実施地域	阿蘇市
利 用 定 員	18名

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者およびその家族に対して質の良いサービスを提供し、福祉の向上を図ることを目的とする。
運営の方針	利用者の人権を尊重し、個別のニーズに応じたサービスを提供することを基本方針とする。また、地域社会との連携を図り、開かれた施設運営を目指す。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から土曜日(祝日含む)(12月31日・1月1日~1月3日までを除く)
営	業時	間	8:30~17:30

## (4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日(祝日含む)(12月31日・1月1日~1月3日までを除く)
サービス提供時間	9:00~16:00
延長 サービス提供時間	7:00~9:00、16:00~20:00

## (5)事業所の職員体制

|--|

職種	職務内容	人員数
管理者	<ul> <li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。</li> <li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護 計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を 得ます。</li> <li>4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。</li> <li>5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着 型通所介護計画の変更を行います。従業者の管理及び利用 申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行います。</li> </ul>	1 名
生活相談員	<ul><li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li><li>2 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li></ul>	1名以上
看護師・ 准看護師 (看護職 員)	1 利用者の心身状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な看護を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	2名以上・ 機能訓練指導 員と兼務
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世 話及び介護を行います。	5名以上

機能訓練指導員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	2名以上・看 護師と兼務
管理栄養士	1 栄養改善サービスを行います。	
歯科衛生士 言語聴覚士	1 口腔機能向上サービスを行います。	
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及びその他必要な事務を行います。	

# 3 提供するサービスの内容及び費用について

## (1) 提供するサービスの内容について

	ナーヒスの内容につ				
サービ	ス区分と種類	サービスの内容			
地域密着型通所介護計画の作成		<ul> <li>利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。</li> <li>地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li> <li>地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します。</li> <li>それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ul>			
居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。			
	食事の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。			
	入浴の提供及び 介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います			
日常生活	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。			
上の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。			
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。			
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。			
機能訓練	日常生活動作を 通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常 生活動作に必要な訓練を行います。			

	レクリエーショ	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌
	ンを通じた訓練	唱、体操などの訓練を行います。
	器具等を使用し	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が、器械・器具等を
	た訓練	使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を
その他	周川F/山渕/よこ 	提供します。

## (2) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 【通常規模型】

サービス	3 時間以上 4 時間未満					
提供時間	++ >> /	Til FFI Mal				
要介護度	基本単位	利用料 —	1割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護 1	416	4, 160 円	416円	832 円	1, 248 円	
要介護2	478	4, 780 円	478 円	956 円	1, 434 円	
要介護3	540	5, 400 円	540 円	1, 080 円	1, 620 円	
要介護4	600	6, 000 円	600 円	1, 200 円	1, 800 円	
要介護 5	663	6, 630 円	663 円	1, 326 円	1, 989 円	
		·	·	4 時間	以上5時間未満	
要介護 1	436	4, 360 円	436 円	872 円	1, 308 円	
要介護 2	501	5, 010 円	501円	1, 002 円	1, 503 円	
要介護3	566	5, 660 円	566 円	1, 132 円	1, 698 円	
要介護4	629	6, 290 円	629 円	1, 258 円	1, 887 円	
要介護 5	695	6, 950 円	695 円	1, 390 円	2, 085 円	
	5 時間以上 6 時間未満					
要介護 1	657	6, 570 円	657 円	1, 314 円	1, 971 円	
要介護2	776	7, 760 円	776 円	1, 552 円	2, 328 円	
要介護3	896	8, 960 円	896 円	1, 792 円	2, 688 円	
要介護4	1013	10, 130 円	1,013円	2, 026 円	3, 039 円	
要介護5	1134	11, 340 円	1, 134 円	2, 268 円	3, 402 円	
	•			6 時間	以上7時間未満	
要介護 1	678	6, 780 円	678 円	1, 356 円	2, 034 円	
要介護 2	801	8, 010 円	801円	1, 602 円	2, 403 円	
要介護3	925	9, 250 円	925 円	1, 850 円	2, 775 円	
要介護4	1049	10, 490 円	1, 049 円	2, 098 円	3, 147 円	
要介護 5	1172	11, 720 円	1, 172 円	2, 344 円	3, 516 円	
				7 時間	以上8時間未満	
要介護 1	753	7, 530 円	753 円	1,506円	2, 259 円	
要介護 2	890	8, 900 円	890円	1, 780 円	2, 670 円	
要介護3	1032	10, 320 円	1, 032 円	2, 064 円	3, 096 円	
要介護4	1172	11, 720 円	1, 172 円	2, 344 円	3, 516 円	
要介護5	1312	13, 120 円	1, 312 円	2, 624 円	3, 936 円	
				8 時間	以上9時間未満	
要介護 1	783	7, 830 円	783 円	1,566円	2, 349 円	

要介護 2	925	9, 250 円	925 円	1,850円	2, 775 円
要介護3	1072	10, 720 円	1, 072 円	2, 144 円	3, 216 円
要介護 4	1220	12, 200 円	1, 220 円	2, 440 円	3, 660 円
要介護 5	1365	13, 650 円	1, 365 円	2, 730 円	4, 095 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス 提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱い とし、利用料はいただきません。
- ※ 9 時間以上のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話を 行った場合は、延長加算として下記利用料が追加されます。
  - 9時間以上10時間未満の場合、
  - 利用料 500 円 (利用者負担:1 割 50 円、2 割 100 円、3 割 150 円)
  - 10 時間以上 11 時間未満の場合、
  - 利用料 1,000 円 (利用者負担:1 割 100 円、2 割 200 円、3 割 300 円)
  - 11 時間以上 12 時間未満の場合、
  - 利用料 1,500 円 (利用者負担:1 割 150 円、2 割 300 円、3 割 450 円)
  - 12 時間以上 13 時間未満の場合、
  - 利用料 2,000 円 (利用者負担:1 割 200 円、2 割 400 円、3 割 600 円)
  - 13 時間以上 14 時間未満の場合、
  - 利用料 2,500 円 (利用者負担:1 割 250 円、2 割 500 円、3 割 750 円)
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は地域密着型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、 1日につき利用料が940円(利用者負担額:1割94円、2割188円、3割282円)減算され ます。同一の建物とは、指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築 物をいいます。
- ※ 利用者に対し、居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 470 円(利用者負担額:1割47円、2割94円、3割141円)減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みにおいて、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を 定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防

- 止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施する ための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みにおいて、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継 続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場 合、上記金額の99/100となります。
- 9時間の通所介護の後に連続して2時間の延長サービスを提供した場合 ⇒ 2時間
- 9時間の通所介護の前に1時間、後に1時間の延長サービスを提供した場合 ⇒ 2時間
- 8時間の通所介護の後に連続して2時間の延長サービスを提供した場合 ⇒ 1時間

#### (1) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

+n ##	基本	和田州	Ā	利用者負担額	<b>在中国教</b> 生	
加算	単位	利用料	1割負担	2割負担	3 割負担	算定回数等
入浴介助加算(I)	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1日につき
入浴介助加算(Ⅱ)	55	550 円	55 円	110 円	165 円	1日につき
中重度者ケア体制加算	45	450 円	45 円	90 円	135 円	1日につき
個別機能訓練加算(I)イ	56	560 円	56 円	112円	168 円	機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算( I )口	76	760 円	76 円	154 円	230 円	1月につき (個別機能訓練加算算定 の場合は(I)ではなく (I)を算定。この場合の (I)は100単位)
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	200 円	20 円	40 円	60 円	1月につき
ADL 維持等加算(I)	30	300円	30 円	60 円	90 円	1月につき
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	620 円	62 円	124 円	186 円	1月につき
認知症加算	60	600円	62 円	124 円	186 円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	60	600円	62 円	124 円	186 円	1日につき
栄養アセスメント加算	50	500円	50 円	100円	150円	1月につき
栄養改善加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600円	3月以内の期間に限り1 月に2回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20	200円	20 円	40 円	60 円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15 円	3 月以内の期間に限り1 月に2回を限度
口腔機能向上加算(I)	150	1,500 円	150 円	300円	450 円	3月以内の期間に限り1
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,600 円	160 円	320 円	480 円	月に2回を限度
科学的介護推進体制加算	40	400円	40 円	80 円	120 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(I)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180 円	18円	36 円	54 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1日につき
介護職員等処遇改善加算 (I)~(IV)	所定単位 数[※]の ○/1000	左記の 単位数 ×地域 区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	・1月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総
						単位数

※ 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。 入浴介助加算(II)は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し 把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合に 算定します。

- ※ 中重度者ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指 したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
  - 生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ※ 個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(II)を算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL (日常生活動作)の維持 又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 認知症加算は、認知症の利用者に認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施 する体制を整えている場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指 定通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理 栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者 又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切 かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談 等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを 行った場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康 状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同 で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する 訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等 の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用 している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等 の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度 基準額の対象外となります。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

## 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実活	施地域以外の場合、運営規程の定め		
	に基づき、送迎に要する費用の実施	に基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。		
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいた いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただき す。			
② キャンセル料	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です		
	12 時間前までにご連絡のない場 合	1提供当りの料金の 50%を請求いたします。		
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
<ul><li>③ 食事・おやつの 提供に要する費用</li></ul>	550円(1食当り 食材料費及び調理コスト)			
④ おむつ代	リハビリパンツ100円・シール付きおむつ130円・尿取りパッド30円 (1 枚当り)			
⑤ 日常生活費	通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(実費)。			

### 5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算 し、利用月ごとの合計金額により請求します。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のい ずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、 必ず保管されますようお願いします。 (医療費控除の還付 請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介 護認定の及び有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があっ た場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者要要介護認定の更新申請が、有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必 要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づ き、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、 作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますの で、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。また、「地域密着型通 所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する ことができます
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべ て当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況

#### 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げ るとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 | 管理者 渡邉 裕子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人 等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報します。

#### 8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の おそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考え られ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に説明し同意を得た上で、必要 最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、熊様及び時間、利用者 の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間 保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体 に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

の一般的の体質に同人情報の体験につい	
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul> <li>事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
② 個人情報の保護について	<ul> <li>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</li> </ul>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

	氏 名	続柄	(	)
	   住 所 熊本県阿蘇市 			
【家族等緊急連絡先】	電話番号			
	携 帯 電 話			
	勤務先			
	医療機関名			
【主治医】	氏 名			
	電話番号			

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 阿蘇市 ほけん課	所 在 地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1 電話番号 0967-22-3145 (直通) 受付時間 $8:30\sim1.7:1.5$ (土日祝は除く)
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
10 1014	保 険 名	福祉事業者総合賠償責任保険
損害賠償	補償の概要	福祉事業者が、所有、使用または管理している施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で生じた第三者の身体障害や財物損壊等により、被害者に対して損害賠償責任を負担した場合等の賠償保険。
	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
自動車保険	保 険 名	見守るクルマの保険
	補償の概要	一般自動車総合保険

#### 12 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス 又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

## 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 14 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:( 今村 加奈子

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期: (毎年2回 5 月・11 月)
- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 16 衛生管理等

- (1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しま

す。

#### 17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供の 継続的な実施及び早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業 務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 18 指定通所介護サービス内容について

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
  - (1) 提供予定の指定地域密着型通所介護の内容と利用料

			-	サービ	ス内容	F				
曜日	提供時間帯	個別 機能 訓練 ( I )	栄養改善	口腔機 能向上	送迎	食事 提供	入浴	介護保 険適用 の有無	利用料	利用者 負担額
月 · 木	?	0			0	保険適用外	0	0	Ħ	Ħ
	1 週当りの利用料合計額					А	П			

#### (1) その他の費用

① 送迎費の有無	(有・無の別を記載)サービス提供1回当り…(金額)
② キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ 食事の提供に要する費用	重要事項説明書4一③記載のとおりです。
④ おむつ代	重要事項説明書4一④記載のとおりです。
⑤ 日常生活費	重要事項説明書4一⑤記載のとおりです。

(2) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	(目安金額)
----------	--------

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

## 19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ア 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の別紙 「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に記載のとおり。

(2)

【事業者の窓口】 株式会社カサブランカ	電話番号	熊本県阿蘇市乙姫308番地2090-2513-5310・0967-32-25608:30~17:30(日曜日除く)
【市町村(保険者)の窓口】 阿蘇市役所 ほけん課		熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1 0967-22-3145(直通) 8:30~17:15 (土日祝除く)
【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	所 在 地電話番号 受付時間	熊本県熊本市健軍 2-4-10 096-214-1101 9:00~17:00(土日祝除く)

## 20 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

## 21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	熊本県阿蘇市乙姫308番地2
事	法 人 名	株式会社カサブランカ
業	代表者名	代表取締役 渡邉裕子
者	事業所名	地域密着型通所介護よかとこ
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所	
利用者	氏	名	

代理人	住	所	
	氏	名	

(例)

利田子	住	所	熊本県阿蘇市乙姫10番11号				
利用伯	氏	名	内	牧	太	郎	

上記署名は、市ノ川 花子(子)が代行しました。